

空き家財道具等 片付け補助金

空き家をきれいに片付けて、活用・流通させませんか？

最大 **10** 万円

※補助率2分の1

初めに確認！

- ◆一戸建て住宅で「6ヶ月以上空き家」になっていること。
- 2 ◆『空き家バンク登録』、『宅地建物取引業者と媒介契約』、『第三者との売買契約』のいずれかを行うこと。

※片付けのみ、解体に伴う片付けは、**補助対象外**です。

補助金の申請は、**片付けを始める前**に行う必要があります。



対象となる空き家は？

- 所有者が法人でないこと。
- アパート等事業用で建築または購入したものでないこと。
- この補助金を使用したことがないこと。

補助金の交付を受けられる人は？

- 空き家の所有権を有する者またはその相続人。
- 市税等を滞納していないこと。
- 暴力団員でないこと。
- ごみの処分を自ら行わず、第三者に委託する場合は、富岡市一般廃棄物収集運搬業者に委託すること。
- 空き家を3親等内の親族に売却または賃貸しないこと。

補助金の交付を受けるための条件は？

- 「空き家バンクに登録」または「宅地建物取引業者と媒介契約」を結ぶこと。
(いずれも2年間)
- 第三者との売買契約により、空き家を売却または購入した者。
(6カ月以内に限る)

対象となる費用は？

1. ごみの処分に要する費用(富岡市清掃センターでの処分費)
2. 家電リサイクル法で指定された特定家庭用機器の処分に要する費用
(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)
3. 樹木の伐採及び処分に要する費用(空き家の片付けとともに行う場合に限る)
4. 1～3の運搬に要する費用(レンタカー代など。ガソリン代除く。)
5. 1～4の処分及び運搬を業者委託する場合は、その委託費用

お問い合わせ

富岡市役所 建築課 群馬県富岡市富岡1460-1
☎0274-62-1511(内線 1325)

その他の要件はお問い合わせください。